

山梨県富士山科学研究所における研究活動に係る行動規範

本研究所職員は、県職員であることの自覚に基づき行動することは当然の責務であるが、昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている状況に鑑み、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるものである。

本研究所職員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めるとともに、その意思を所長の定めた方法により表明しなければならない。

- 1 研究に携わる者は、本研究所の研究活動における研究費が、公的資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用にあたり、関係法令、規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究に携わる者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為及び公的研究費の不正使用並びに不正行為への加担を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 研究に携わる者は、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。また、自らの専門知識の維持向上に努め、常に広い視野をもち、最善の判断と姿勢を示すよう努力する。
- 4 研究に携わる者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 5 研究に携わる者は、自らの研究活動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突の発生に十分留意し、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- 6 研究に携わる者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、思想信条等による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 7 不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは行われたことを知り得たときは、それを放置してはならない。

令和6年4月1日
山梨県富士山科学研究所長

改定履歴

発令 平成26年4月1日

改定発令 令和6年4月1日